

議案第 4 6 号

あきる野市五日市会館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 8 月 2 5 日

提出者 あきる野市長 中 嶋 博 幸

提案理由

使用料の額を改める必要がある。

あきる野市五日市会館条例の一部を改正する条例

あきる野市五日市会館条例（平成 7 年あきる野市条例第 6 9 号）の一部を次のように改正する。

別表中

|         |
|---------|
| 3 0 0 円 |
| 3 0 0 円 |

を

|         |
|---------|
| 3 5 0 円 |
| 3 5 0 円 |

に、

|            |              |
|------------|--------------|
| 4, 8 0 0 円 | 6, 0 0 0 円   |
| 8, 0 0 0 円 | 1 0, 0 0 0 円 |
| 9, 6 0 0 円 | 1 2, 0 0 0 円 |

を

|              |              |
|--------------|--------------|
| 5, 3 0 0 円   | 6, 6 0 0 円   |
| 8, 8 0 0 円   | 1 1, 0 0 0 円 |
| 1 0, 6 0 0 円 | 1 3, 2 0 0 円 |

に改め、

同表備考に次のように加える。

7 延長使用料に 1 0 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のあきる野市五日市会館条例の規定により承認を受けている者の使用料については、なお従前の例による。